fato ファーロ
あなたと暮らしを応援する法律情報誌

司法の窓
2003 Spring

裁判もやる？ってか！

司法書士のお仕事 パート2
裁判もやる？ってか！
小さな裁判、大きな味方。
あなたの身近な
問題解決をお手伝い。

連載エッセイ
吉永みち子のつれづれ日記
「張子のトラ、ウマ。」

司法書士の情景

REPORT
コーチからプレイヤーに変身？

ひろーい八王子エリアで、楽しさ、こだわり発見！
街かど探検隊
「八王子でみーつけた！」

裁判もやる？ってか！

事務所を構えて９年目の司法書士、佐藤。
今日は、相談者・山本さんとの面会日である。
東京司法書士会の無料法律相談を受けた後、
自宅に近い司法書士として佐藤を紹介された山本さん。
約束の時間より早く事務所に現れ、
椅子に座るやいなや思いのたけを佐藤にぶつけた。

高山 文考 = *Illustration*

まずは事情を聴く

「先生、ちょっと聞いてください。私アパートの大家をしているんですが、もう3か月分も家賃を滞納している方がいて、大変困っているんです」

山本さんの相談内容は、賃貸中のアパートの家賃不払いの件であった。

「私だってこの収入を頼りに生活しているんです。払ってくれないんだったらさっさと別の人に貸しますから、アパートから出て行ってもらいたいんですよ。その場合、この賃借人を訴えるにはどうしたらいいんでしょうか…」

そこで、佐藤は山本さんから、賃借人である阿部さんに関する①賃貸借契約書や預金通帳などを見せてもらい、説明を受けながら一通りの経緯を聞いた。

「なるほど。そういうことでしたら、訴訟を起こす前にまず阿部さんに②内容証明郵便を出してみて、その結果を見て訴訟を起こすという方針で考えられたらどうでしょうか」

「ええ…。でも私みたいな年寄りに訴訟などできますかね？」

「はい。この様な内容の事件であれば、事実関係も明らかで③紛争性も少ないでしょう。証拠がしっかりしていれば、④代理人を選任しなくても十分にできると思いますよ。私が⑤訴状の作成をいたしますので、後は山本さんが私の作った書類に基づいて行動するのみです。もちろん、手続について何か疑問が生じた場合、うやむやにせず、その都度私に質問してくださって結構ですし」

山本さんは少し安心した表情を見せた。それを見て、佐藤は説明を続けた。

「民法の541条という条文を一緒に読んでみましょうか。ここに賃貸借契約を解除する方法が決められています。『当事者ノ一方カ其債務ヲ履行セサルトキハ…（以下省略）』、要は、例えば1週間以

①アパートを貸したり借りたりするときに作成する、賃貸人と賃借人が賃料や賃貸借期間などを契約した内容が記載された書面。

②あなたはこのような内容の郵便を郵便局に差し出しましたということを、その郵便局が証明してくれる郵便物。言った言わないの紛争を避け、証拠を残すために利用される。

③家賃を払ってくれない、貸したお金を返してもらえないなどといった事件では、約束したにもかかわらず守ってくれなかったという事実は明らかで、争いになることは少ないので、訴訟は代理人をつけなくても十分自分でできる。

④本人に代わって裁判所で裁判活動をする人。弁護士と法務大臣の認定を受けた司法書士のみが、仕事として訴訟の代理人となることができる。なお、簡易裁判所では、当事者の家族とか当事者会社の職員といった一定の身分関係にある人は、裁判所の許可を受けて代理人になることができる。

⑤訴える内容を書いた書面。訴状を裁判所に提出することによって、訴訟が始まる。

事件にある手続の選択

内とか今月いっぱいまでとか、ある程度の期間を定めて賃借人に対して滞納している家賃の支払を請求してみて、それでも払ってくれなければ、家主側が契約を一方的に解除してもいいと言っているんですよ」

「へえ。先生、六法⑥って初めて見ましたけど、いまだにひらがなでなくカタカナなんですね」

「そうなんですよ。明治時代に作られた法律が今でも使われているのですからね。さきほどの続きですが、実務ではこの条文に基づいて、何日以内に家賃を支払え、払わなければ契約を解除しますという文面の内容証明郵便を賃借人に送ります。家主がきちんと法律に規定されたとおりの手続をしたという証拠を残すためにも、訴訟⑦の準備として一般に内容証明郵便が利用されています。滞納家賃の請求の結果、決められた日までに阿部さんが家賃全額の支払いをしなかった場合には、阿部さんとの賃貸借契約が解除されます。すなわち、阿部さんもアパートを使う権利がなくなってしまったのですから、山本さんもいよいよアパート明け渡しを求めることができ、それでも出ていかなければ訴訟を提起することができます」

佐藤はこの調子で判決が言渡された後のアパートの明け渡しの強制執行手続⑧まで簡単に説明を終えた。

そこで、佐藤は山本さんと再度事実関係を確認しあいながら、目の前のパソコンで内容証明郵便を作成し始めた。そして完成した内容証明郵便を一緒に声を出して読み合わせ、書かれた事実に間違いのないことを確認した後、佐藤は山本さんに内容証明郵便を手渡した。

「じゃあ、帰りがけに郵便局に寄っていきます。また何か動きがありましたら、すぐに連絡しますので」

と言い、山本さんは佐藤司法書士事務所を後にした。

佐藤はやっと一息ついて缶コーヒーを飲むことができた。

⑥もともとは憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の6つを六法と言っていたが、その後多数の法律を集めた全書も六法と呼ばれるようになった。決して法律が6つしか掲載されていないわけではない。

⑦紛争の最終的な解決手段であり、訴状を裁判所に提出することによって始まる。訴えた内容についてお互いが言い分を主張しあい、証拠も出して審理をした結果、裁判所がどっちの言い分が正しいか判決という形で判断を示してくれる。

⑧判決などによりアパートを明け渡すことを求められているにもかかわらず、明け渡してくれないときは、執行官という裁判所の職員に申し立てれば、その方が国家権力をもって強制的に立ち退かせてくれる。裁判所を利用すると強制的に権利の実現が図られる。また、判決で命じられたにもかかわらずお金を払ってくれないような場合も、裁判所に申し立てることによって、その人の財産を差し押さえ、強制的に回収することができる。

書類の作成、そして裁判所への申立

数日後、再び佐藤司法書士事務所に山本さんが相談に訪れた。内容証明郵便を出した後、さっそく阿部さんから山本さんのもとに連絡があったらしい。阿部さんは事情があったとはいえこれまで無断で家賃の支払いを怠っていた事実を率直に詫びるとともに、延滞家賃は一括では支払えないけれども、必ず分割してでも支払い、また今後の賃料も間違いなく支払っていくので引き続き賃借させてほしいと懇願してきたのだという。

「先生、私としては、阿部さんがきちんと家賃の支払いをしてくれるのであればそれでかまわないので、この申入れを受けてもいいと思っているのですが」

裁判手続には、訴訟のみならず調停[9]、支払督促[10]、和解[11]など事件の性質に応じていくつかの手続が用意されている。これらを上手に使い分けられれば司法は市民生活にとってより有益な道具になる。

「そうですか。訴訟を起こさなくとも、争いごとについて山本さんと阿部さんが話し合った結果、両方が歩み寄って仲直りができるようであれば、和解の条件を裁判所で互いにきちんと約束した上で和解調書[12]という書面にしてもらいます」

「でもまた今後同じ問題が起きないか心配です」

「この和解調書というのは判決と同じ強制力を持っていますので、今後阿部さんが同じことを繰り返したら、その時はもう今回のような訴訟を検討することもなく、ただちに裁判所にお願いして阿部さんを強制的にアパートから立ち退かせることができます」

後日、佐藤は、これまでに山本さんから聞いてきた内容に基づき、和解申立書[13]の作成に取り掛かった。

みたび山本さんに来所してもらい、和解申立書一式を提示して、作成した書類の内容の確認や今後の手続の流れなどの一通りの説明を行った。

⑨当事者どうしの話し合いではにっちもさっちもいかない場合に、裁判所に間に入ってもらって話し合いをする手続。話し合いがまとまって仲直りができれば、調停調書が作られる。調停調書に書かれた約束ごとを守らなければ、判決と同じく強制執行ができる。

⑩債権者が裁判所に申立てると、まずはその一方的な言い分のみによって債務者に支払督促という書面を送りつけてお金の支払を請求してくれるという、早くて安くて簡単な手続。債務者が支払督促に文句を言わないでいると強制執行されてしまうことになる。債務者が「書かれた内容に異議あり」と申し出ることによって手続は訴訟になり、請求の内容についてじっくりと審理されることになる。お金の請求で、債務者が債権者の言い分に反論をしてこそうな場合に、よく利用される。

⑪争いごとについて当事者どうしが話し合った結果、話し合いがまとまって仲直りできるようであれば、その内容を最終的に裁判所で約束することによって、和解調書が作られる。

⑫判決や調停調書と同じく、和解調書に書かれた約束ごとを守らなければ、強制執行をすることができる。

⑬裁判所で和解し、和解調書を作ってもらうためには、当事者間にこのような争いが生じたが、このように仲直りする見込みがついたという内容を記載した申立書を提出する。

一件落着

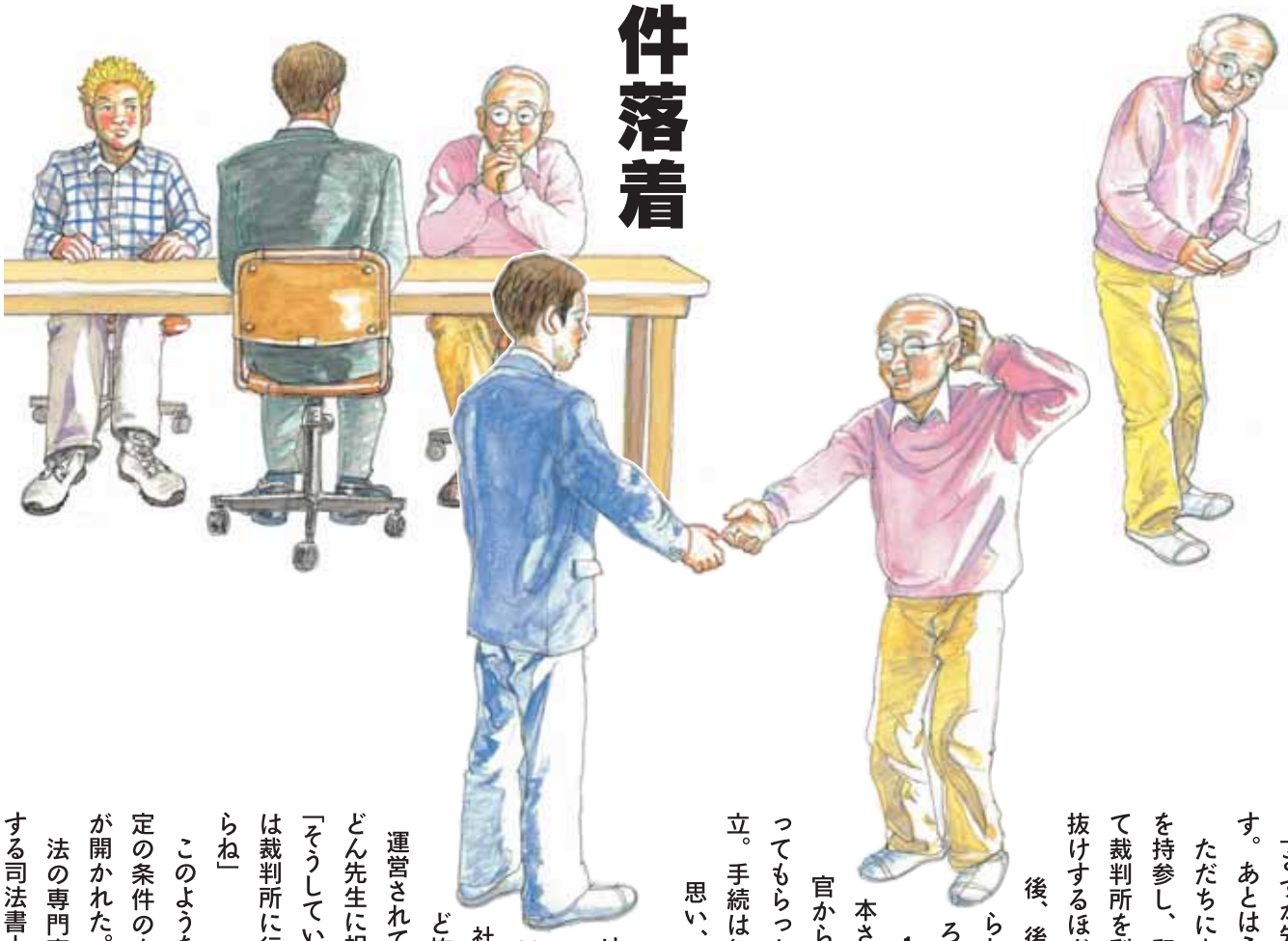

「さすが先生、私の言い分は漏れなくこの書類に表わされています。あとはこれを裁判所に出して、手続を進めるだけですね」

ただちに山本さんは東京簡易裁判所[14]に完成したばかりの申立書を持参し、和解申立の手続を行った。山本さんは、生まれて初めて裁判所を利用するということで、かなり緊張していたが、拍子抜けするほどすんなりと受付は終了。係員から受付票をもらった後、後日裁判所から自分と阿部さんに裁判所への呼出状が送られるという説明を受けた。裁判所はそんなに怖いところじゃないなと、一安心して帰宅した。

1か月後、東京簡易裁判所からの呼び出しを受けて山本さんと阿部さんの双方が出頭した。2人は和解室で裁判官から説明を受けて和解内容を確認しあった結果、佐藤に作ってもらった申立書に添付されている和解案のとおりに和解が成立。手続は無事終了した。山本さんはすぐにでも報告をしたいと思い、その足で佐藤司法書士事務所を訪れた。

「今日、無事和解が成立し、裁判所から和解調書も受け取ってきました。とりあえず円満に解決できてよかったです。ありがとうございました。先生の報酬[15]や裁判費用[16]など若干授業料がかかりましたけど、大変いい社会勉強もさせていただきました。裁判所も思ってたほど怖い所じゃなかったですし…。あそこは私達の税金で運営されているわけですから上手に利用しないとね。今後もどんどん先生に相談させてもらいますから、よろしく頼みますよ」

「そうしていただけると、私は繁盛しますけど、山本さんにとっては裁判所に行く必要のない日々が続くことが、一番いいことですからね」

このような書類作成による援助だけでなく、今後司法書士には一定の条件のもとで訴訟・和解・調停や示談交渉の代理人になる道が開かれた。

法の専門家として、市民のみなさんの身近な裁判のお手伝いをする司法書士。お気軽に、まずはご相談を。

⑭小さい身近な事件は普通の訴訟のような難しい手続ではなく、簡単な手続で迅速に解決しましょうという目的で設置された身近な裁判所。調停、和解、支払督促のほか、請求金額が90万円以下の訴訟などを扱う。全国に438庁ある。

⑮司法書士に業務を依頼すると、その対価としてやっぱりお金がかかります。

⑯裁判所に各種の申立をするための手数料や裁判所から呼び出してもらうための切手代など裁判所に対して納める費用。手数料は収入印紙で納め、切手は裁判所から指定された組み合わせのものを郵便局で購入して裁判所に預ける。ちなみに訴訟の手数料は請求金額に応じてスライドしていくが、例えば90万円の請求では7,800円であり、和解申立の手数料は1件1,500円であり、実は思っているより非常に安く裁判所を利用できる。

簡易裁判所の手続きを利用したトラブル解決の流れ
（原告の立場で考えた場合）

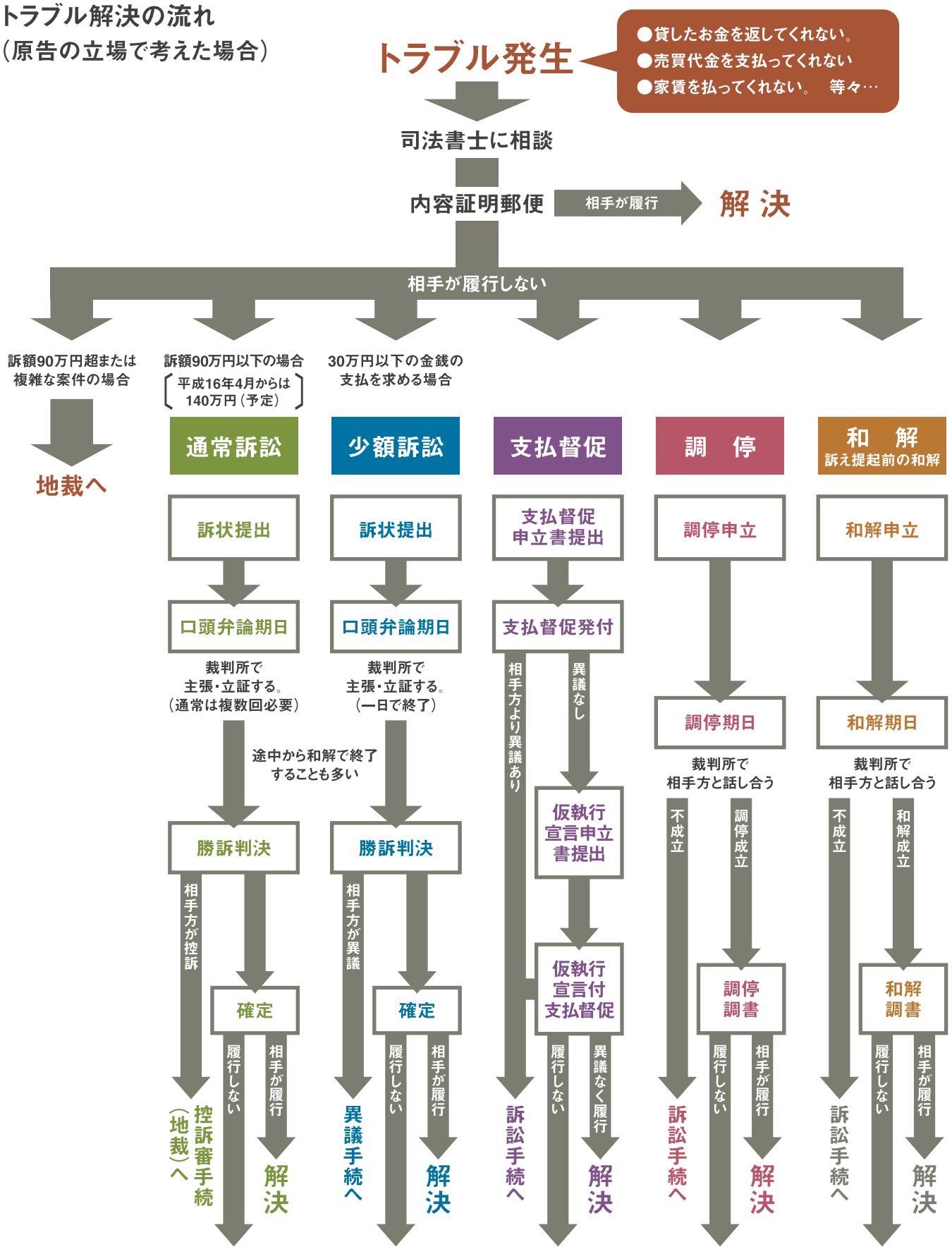

強制執行手続（相手方に強制的に履行させる手続き）

コーチからプレイヤーに変身？

簡易裁判所での司法書士の新たな役割

一　司法書士の新しい業務

本年四月一日から司法書士法が施行されました。新司法書士法は、司法書士の業務について、次のように規定しています（第三条第一項の大意）。

一　登記又は供託に関する手続について代理すること。
二　法務局又は地方法務局に提出する書類を作成すること。
三　法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続について代理すること。
四　裁判所又は検察庁に提出する書類を作成すること。
五　前各号の事務について相談に応ずること。
六　簡易裁判所における次に掲げる手続について代理すること。ただし、上訴の提起、再審及び強制執行に関する事項については、代理することができない。
　イ　目的の価額が九〇万円（平成16年4月からは一四〇万円（予定））を超えない民事訴訟の手続。
　ロ　目的の価額が九〇万円を超えない起訴前和解又は支払督促の手続。
　ハ　目的の価額が九〇万円を超えない証拠保全手続又は民事保全手続。
　ニ　調停事項の価額が九〇万円を超えない民事調停の手続。
七　民事に関する紛争で、紛争の目的の価額が九〇万円を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること。

右の二から四までは、今まで私たち司法書士が行ってきた業務と同じです。その従前の業務についても、右の五によって相談業務が明文化され、私たち司法書士は、今まで以上に、法律相談の活動に力を注いでいます。

今回の改正で新たに司法書士の業務に加わったのが、右の六と七です（この二つを併せて「簡裁訴訟代理関係業務」といいます）。今まで私たち司法書士は、右の四の業務（訴状などの書類の作成と提出）によって、当事者本人が遂行する裁判手続を支援してきました。いわば「本人がプレイヤー、司法書士はコーチ」というスタイルの業務でした。今後は、目的等の価額が九〇万円を超えない限定付きですが、当事者本人に代わって司法書士が代理人となって簡易裁判所で行われる裁判や調停に出頭したり（右六）、裁判外の和解（いわゆる示談）で相手と交渉すること（右七）ができるようになりました。すなわち、簡易裁判所も含めて全ての裁判所で、従来どおり「本人がプレイヤー、司法書士はコーチ」というスタイルの業務を行うことができる上に、簡易裁判所では新たに、司法書士が「本人と二緒にプレイヤー」又は「本人に代わってプレイヤー」となるスタイルの業務ができることになりました。また、面倒な相手方との交渉でも、その後の裁判外の和解でも、司法書士が、「本人と二緒に又は本人に代わってプレイヤー」となることができます。

ただし、すべての司法書士が四月一日から簡裁訴訟代理関係業務をできる訳ではありません。簡裁訴訟代理関係業務をすることができる司法書士は、その業務についての専門的な研修を終了して、法

務大臣の認定を受けた司法書士に限られています。この認定を受けた司法書士のことを、本稿では、「認定司法書士」と呼ぶことにします。この認定司法書士が最初に登場するのは、今年の七月頃となるでしょう。その後は、認定司法書士がいっそう増えて、二・三年後には大多数の司法書士が、「本人と一緒に又は本人に代わってプレイヤー」となることができ、市民の皆さんが悩んでいる民事紛争の解決のために、今まで以上に力を発揮することでしょう。

二　簡易裁判所は何をする裁判所か

ところで、認定司法書士が訴訟代理関係業務を行う簡易裁判所は、どんな裁判所でしょうか。簡易裁判所は「国民に親しみやすい裁判所」を理念として、日本国憲法と同時に（昭和二二年五月三日）施行された裁判所法により創設された裁判所で、現在、全国で四三八箇所に設置されています。東京都内では、霞が関の東京簡易裁判所（二三区と三宅村・御蔵島村・小笠原村が管轄地域）の他に、八王子、立川、武蔵野、青梅、町田、八丈島、伊豆大島、新島に簡易裁判所が設置されています。簡易裁判所には、民事手続として、次の九種類のメニューが用意されています。このうち、最も身近でよく利用されている①から④までについては、後に詳しく紹介しますので、その内容は省略します。

①通常の民事訴訟（手形訴訟を含む）

②価額が三〇万円（平成16年4月からは六〇万円（予定））以下の金銭の支払いを目的とする少額訴訟

③民事調停（特定調停を含む）

④支払督促

⑤起訴前和解（民事上の争いについて、裁判外で一定の和解が調った場合に、両方の当事者が簡易裁判所に出頭して、任意の履行がされないときは強制執行ができる正式な和解調書を作成してもらう手続）

⑥民事保全（簡易裁判所に民事訴訟を提起する前又は判決が出る前に、あらかじめ債務者の財産を仮に差し押さえて確保したり、現在の法律関係を固定して変動を許さない仮の処分をする手続）

⑦証拠保全（簡易裁判所に民事訴訟を提起する前又は提起後に、ある証拠の取り調べが困難になるおそれがある場合に緊急に証拠調べを行う手続）

⑧公示催告（手形や小切手などの有価証券を紛失した場合に、その有価証券を無効にする手続）

⑨意思表示の公示送達（意思表示をすべき相手が行方不明の場合に、意思表示を強制的に相手に到達させる手続）

右の九種類の手続のうち、訴状や申立書類を裁判所の窓口に提出する時を除き（書面の提出は郵送でもできる）、当事者本人又は代理人が裁判所に出頭する期日がない手続が④と⑨で、ほぼ一回だけ出頭すればよい手続が②の少額訴訟と⑤⑥⑦⑧の各手続です。ただし、④の支払督促は、相手方から異議が出れば①の通常の民事訴訟に移行するので、その後は、当事者本人又は代理人が裁判所に出頭する期日が入ることになります。

簡易裁判所の窓口では、法律の専門家でない一般の方のために、①②の訴状と③の申立書の定型的なひな型が備えてあり、それを利用することができますが、少し複雑な事案や定型的でない事案については、ひな型を利用することはできません。他の④から⑨までの手続については、ひな型は備えられていません。したがって、私たち司法書士が、訴状や申立書などの書面を作成して提出することで、当事者本人が遂行する手続を支援しています。今後は、認定司法書士は、右の①から⑦までの手続について目的等の価額が九〇万円を超えない限度で、書類作成を超えて、代理人として関与することができるのです。

それでは、右の①から④までの手続について、認定司法書士がどのように活動するのかを紹介しましょう。

三　通常民事訴訟と認定司法書士

簡易裁判所で扱う通常の民事訴訟は、訴訟の目的の価額が九〇万円（平成16年4月からは一四〇万円（予定））を超えないことが原則ですが、当事者間で管轄の合意がされている場合には、九〇万円を超える訴訟も簡易裁判所で扱うことができます。しかし、認定司法書士が行うことができる簡裁訴訟代理関係業務は、九〇万円を超えない限度に限定されていますので、九〇万円を超えていた場合には、従前どおり、書類作成によって当事者本人の訴訟遂行を支援することになります。

認定司法書士の仕事のスタイルは、先に述べたとおり、（1）「本人がプレイヤー、司法書士はコーチ」という従来からのスタイルの他に、（2）「本人と一緒にプレイヤー」というスタイルと、（3）「本人に代わってプレイヤー」というスタイルが加わり、これら三つのスタイルを、事件の特徴、訴訟の進行段階、依頼者の資力や要望などに応じて、使い分けることができます。例えば、第一回期日に被告が出頭しないことが確実な場合には、原告側の司法書士は、右（1）のスタイルで十分でしょう。しかし、その場合でも、原告が病気や勤務の都

合で期日に出頭できないときは、右（3）のスタイルにせざるを得ません。私自身は、原告側であろうと被告側であろうと、右（2）のスタイルが原則だろうと考えています。その理由は二つあります。一つは、当事者本人の訴訟遂行を支援するという司法書士の原点を忘れてはならないと思うからです。もう一つは、たとえ簡易裁判所で依頼者が勝訴した場合でも、相手方が控訴すれば、舞台が地方裁判所に移りますから、右（1）のスタイルしかできない状態になりますので、第一審の段階から当事者本人にも証人尋問などの機会を与えて訴訟のシステムを理解してもらう必要があるからです。この点は、依頼者が敗訴した場合も同様です。

四　少額訴訟と認定司法書士

少額訴訟の特徴は、原則として一日の審理で終了してその日に判決又は和解調書ができることと、当事者本人でも十分に訴訟を遂行できるように裁判所が後見的に両当事者を援助する訴訟運営がされることです。

一日審理ですから、その日に当事者本人尋問が行われる可能性が高いので、上記（2）の「本人と一緒にプレイヤー」というスタイルが原則となり、上記（3）の「本人に代わってプレイヤー」というスタイルを採ることは避けなければなりません。もっとも、少額訴訟であるが故に勝訴して得られる経済的利益も少ないので、依頼者の資力を考慮すると、裁判所の適切な訴訟運営に期待して、上記（1）の「本人がプレイヤー、司法書士はコーチ」というスタイルを採らざるを得ない場合もあるでしょう。

なお、被告から依頼を受けた場合には、十分に準備をした原告と比べて、被告は準備不足ですから、直ちに通常訴訟への移行の申述をすべきでしょう。

五　民事調停と認定司法書士

民事訴訟は、当事者の主張する事実について、証拠調べにより、その事実の存否を認定し、それに法律をあてはめて、判決という結論を下す厳格な手続です。いわば白黒をはっきりつける手続です。それに対して、民事調停は、「民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図る」（民事調停法第一条）という弾力的な手続です。例えば、隣近所との紛争のように、紛争解決後も同じ生活関係・社会関係が続く場合には、白黒をつける訴訟では後に感情的なしこりが残ることが多いため、民事調停を選択することが多くなります。借地や借家の地代・家賃の増減をめぐる紛争については、訴訟の前に必ず調停を経なければならないとしたのもそのためです。

このような民事調停の性質上、認定司法書士といえども、上記（3）の「本人に代わってプレイヤー」というスタイルを採ることはできません。むしろ、民事訴訟と異なり、上記（1）の「本人がプレイヤー、司法書士はコーチ」というスタイルが原則で、事案に応じて、上記（2）の「本人と一緒にプレイヤー」というスタイルを採ることになるでしょう。

上記（2）のスタイルを採る場合に、認定司法書士の引き時が問題となります。民事調停の場合、認定司法書士の代理権は「調停を求める事項の価額が九〇万円（平成16年4月からは一四〇万円（予定））を超えないもの」に限られていますが、この「調停を求める事項の価額」は、調停が成立することによって得られる経済的利益を意味し、具体的には、調停によって債務の減額ができた場合には減額前の金額との差額となります。そうなると、「調停を求める事項の価額」は、民事調停の申立ての時点で明らかな場合を除き、調停が成立する見込みがたった時に判明することになります。したがって、調停によって九〇万円を超える債務の減額ができるメドがついた時点で、認定司法書士は代理人として辞任し、後は本人に任せて、調停室から退席せざるを得ないことになります。

なお、民事調停のうち、債務者の側から数社又は十数社の債権者を相手に申立てをする特定調停は、現在でも、申立書類を作成した司法書士にいくら報酬を支払ったかを最初の期日に債務者から聴き出し、それが過大であった場合には、その費用を債務の弁済に回せというような注意がされます。特定調停の場合には、原則は上記（1）の「本人がプレイヤー、司法書士はコーチ」というスタイルで、事案に応じて上記（2）の「本人と一緒にプレイヤー」というスタイルを採るといっても、司法書士に支払う報酬額については、このような注意がされないような配慮が必要でしょう。

六　支払督促と認定司法書士

支払督促は、最も早く最も安い費用で強制執行をすることができる書面を得ることができるので、広く利用されていますが、その利用者の六割以上は、貸金業者・信販会社です。ただし、支払督促は、申立てをする簡易裁判所（正確には簡易裁判所書記官）が債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に限定されており、相手方から異議が出た場合、請求額が九〇万円（平成16年4月からは一四

○万円（予定）以下のときはその簡易裁判所で、請求額か九○万円を超えるときはその簡易裁判所を監督する地方裁判所で、通常の民事訴訟に移行します。したがって、債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に出頭することが困難な場合は、利用できません。

支払督促の依頼を受けた認定司法書士は、訴訟に移行することを想定して、支払督促を選択するか否かを検討することになります。そして、支払督促を選択した場合には、支払督促の段階においては、裁判所に出頭すべき期日がないので、上記（1）の「本人がプレイヤー、司法書士はコーチ」というスタイルを採るべきでしょう。ただし、依頼者には、訴訟に移行した後に、認定司法書士として、どのようなスタイルを採るかを説明する必要があるでしょう。そして、上記（2）又は（3）のスタイルを採るときは、訴訟に移行した後の段階で必要な訴訟代理権を授与した旨の委任状を、あらかじめ用意してもらうことになります。

逆に、支払督促を受けた債務者から依頼があったときは、直ちに異議を出して通常の民事訴訟に移行された上、前記三のとおりの各スタイルを採ることになります。

七　裁判外の和解と認定司法書士

今回の司法書士法改正のうち、最も重要で画期的と思われるのは、「民事に関する紛争で、紛争の目的の価額が九○万円（平成16年4月からは一四○万円（予定））を超えないものについて、相談に応じ、又は裁判外の和解について代理すること」が、認定司法書士の業務に加わったことです。最も難しい相手方との交渉も、司法書士が「本人と一緒に又は本人に代わってプレイヤー」となって、裁判外で和解をすることができることになりました。紛争の目的の価額が九○万円を超えないものである限り、あらゆる紛争において、認定司法書士は、一方の当事者（依頼者）の代理人として、相手方と交渉し和解するために全力を尽くすことができるのです。

民事の紛争は、いつでも、どこでも、誰にでもあり得ます。買った商品に欠陥があったのに売主は弁償してくれない。家賃の値上げをしたいが賃借人が応じない。交通事故で車が壊れたのに加害者は賠償してくれない。働いたのに給料を払ってもらえない。頼まれて家の補修工事をしたのに支払ってくれない。等々。このようなことでお困りの方は、認定司法書士に、相手方と交渉し和解することを依頼してください。その場合に、認定司法書士が、「本人と一緒にプレイヤー」か「本人に代わってプレイヤー」のいずれのスタイルを選択するかは、依頼者の希望次第でしょう。

裁判外の和解の代理権が最も力を発揮するのが、多重債務者の債務を整理する場面です。今までは、私たち司法書士は、特定調停の申立て、個人の民事再生の申立て、自己破産の申立ての書類を作成し裁判所に提出することで、多重債務者の救済をしてきました。弁護士のように債権者と直接交渉して債務を整理する任意整理の方法は、司法書士には用いることが出来なかったのです。ところが、今後、認定司法書士は、条件付きではありますが任意整理の方法による債務整理もできることになります。この場合、債務者本人は債権者と会いたくないのが通常の心情ですので、上記（3）の「本人に代わってプレイヤー」というスタイルが原則となるでしょうが、本人の希望により上記（2）の「本人と一緒にプレイヤー」というスタイルを採る場合もあるでしょう。

なお、裁判外の和解の場合も、民事調停と同様に、「紛争の目的の価額」の意味が問題となります。この「紛争の目的の価額」は、裁判外の和解が成立することによって得られる経済的利益を意味し、具体的には、和解によって債務の減額ができた場合には減額前の金額との差額となります。そうなると、「紛争の目的の価額」は、交渉に入る時点で明らかな場合を除き、和解が成立する見込みがたった時に判明することになります。したがって、和解によって九○万円を超える債務の減額ができるメドがついた時点で、認定司法書士は代理人として辞任し、後は本人に任せることになるでしょう。こうなることがあらかじめ予想されるような債務整理の場合には、上記（2）の「本人と一緒にプレイヤー」というスタイルを採ることが必要でしょう。

八　市民紛争の解決は認定司法書士の手で

すでに述べたとおり、認定司法書士は、どの裁判所においても従来と同様に「本人がプレイヤー、司法書士はコーチ」というスタイルの業務ができるほかに、簡易裁判所において、訴額九○万円の範囲内で、新たに「本人と一緒にプレイヤー」又は「本人に代わってプレイヤー」というスタイルの業務をすることができるようになります。繰返し述べていますとおり、簡易裁判所の訴訟等の目的の価額の上限が、九○万円から一四○万円にいずれ増額されることも、ほぼ決まっております。こうなると通常の市民間の紛争の多くは、司法書士の手によって、特に認定司法書士の手によって解決できる時代となるでしょう。私たちは、みなさんのために全力を尽くします。

東京司法書士会総合研修所裁判事務学校運営室長
東京司法書士会三多摩支会事務局長　野田　隆 = *Text*

街かど探検隊
八王子でみーつけた。

yogurt

世界で一番小さなヨーグルト工房!

磯沼ミルクファーム

☎0426・37・6086

homepage1.nifty.com/isonuma-milk/

街のなかの牧場として、地域のみなさんに牛からの恵みをお分けしたいという思いから、ヨーグルトづくりを始めたというオーナーの磯沼正徳さん。こだわりは「特別なことをしない」こと。柵のなかで自由に歩きまわり元気に育った牛たちは、栄養満点の美味しいミルクを恵んでくれる。そのミルクの風味を生かす乳酸菌を加え、余計なものは入れない。つまり無添加。ジャージーミルクならではの酸味が少ない濃厚な味わいに「もうほかのヨーグルトは食べられない!」というファンは多い。人気はジャージーヨーグルト500ccとジャージーのむヨーグルト(オリゴ糖入り)500cc。その日にコンディションの良いかあさん牛のミルクで作るプレミアムヨーグルトは、また違った個性的な味わい。こちらは、フタにかあさん牛の名前が入っている数量限定品。ヨーグルト類は牧場での販売のほか、地方発送もOK。都内デパートでも取り扱いあり。少量生産のため、見つけたらぜひご賞味を!

敷き藁にコーヒー・ココアダストを使用。牧場にコーヒーの香りが漂う。

←ヨーグルトはパンにつけて食べても美味しい!
↓アイスクリームも製造販売。

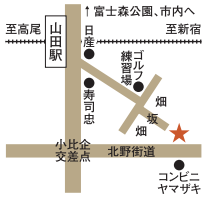

八王子市小比企町1625
㊡9:00〜17:00地方発送受付は※FAX 0426・37・6186(24時間可)でもOK㊡年末年始のみ　京王線・山田駅から徒歩8分

flea market

買いに行く? 参加する?

「京王八王子駅ビル"K8"」屋上フリーマーケット

☎03・3226・6800
(問合せ:リサイクル運動市民の会)

www.recycler.org

会　場:八王子市明神町3-27-1 京王八王子駅ビル屋上
開　催:毎月第3日曜
時　間:11:00〜16:00
入場料:無料
出店料:2,700円〜

JR線八王子駅から徒歩5分、京王線京王八王子駅すぐ

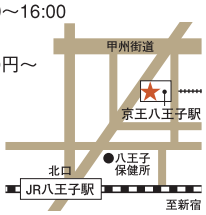

oasis

ちょっと足をのばして自然のなかでリフレッシュ!

独立行政法人・森林総合研究所 多摩森林科学園

☎0426・61・0200(見学問い合わせ)

www.ffpri-tmk.affrc.go.jp/

大正10年、宮内省帝室林野管理局林業試験場として発足し、現在は森林、動植物の研究を行ないながら、園内の一部を一般公開。日比谷公園の約3.5倍、56haの広さの森には、実にさまざまな樹木が植えられ、野鳥や小動物、昆虫が自然に共存。園内に流れる小川にはカワセミやオニヤンマ、夏はホタルが飛ぶ、まさに東京のオアシス。とくにサクラ保存林は約250種のサクラが時期をずらしながら開花するため、3月下旬から5月上旬までお花見が楽しめる。ただし、あくまでも研究施設の一部で公園ではないので、飲酒行為は禁止。お弁当を持ってきて、ベンチで食べるのがおすすめ。

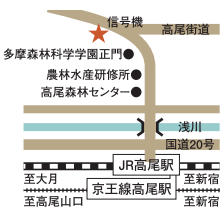

八王子市廿里町1833-81
㊡9:30〜15:30(閉門16:00)
入園料 4月:おとな400円こども(小・中・高)150円　5〜3月:おとな300円こども50円　㊡月曜(4月は無休)
月曜が休日の場合はその翌日、12月26日〜1月6日　＊駐車場なし
JR線・京王線高尾駅から徒歩10分

bread

国産小麦と天然酵母 安心できる素材のみ使用

パンの家コスモス

☎0426・37・0741

食品添加物を一切使用せず、国産小麦、天然酵母、洗双糖(素精糖)など徹底した素材選びと手作りにこだわる、ここパンの家コスモス。パンの種類はハードパン、お惣菜パンなど約80種。どれも風味豊かで、かむほどに味わい深いパンばかり。アレルギーに配慮し、卵、乳製品を使用しないパンもある。地方発送もしているとのこと。ただし無添加パンのため、電話で賞味期限を確認のうえオーダーを。

→お店はとてもアットホームな雰囲気。毎日立ち寄りたくなる。

↑一番人気は、無農薬みかんの皮で作る自家製オレンジピールをたっぷり練りこんだ、オレンジブレッド¥260。有機栽培のくるみ、ぶどうを使用したパンも人気。

八王子市片倉町440-15
㊡10:00〜18:30
㊡日・祝　京王線京王片倉駅から徒歩6分

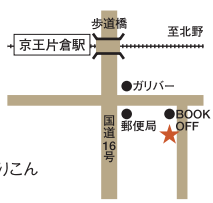

吉永みち子のつれづれ日記 .3

吉永みち子 = *Text*
Takashi sudo = *Illustration*

世界ではトラが絶滅しそうだという。トラ年生まれで、阪神タイガースファンの私としては寂しい。加えて日本は、世界一ウマを激減させた国でもある。ウマ好きにかけては決して人後に落ちない私としては、これも寂しい。が、最近、巷でトラウマという言葉をよく耳にするようになった。私が、トラとウマという言葉に過敏に反応するせいだろうか…。

先日も電車内で、「ヤダァ。トラウマになっちゃう。明日から電車乗れないかもぉ」という大声が、居眠りをしている私の耳に飛び込んで「何事が起きたのか！」とあわてて目をあけた。崩れた日本語を聞き分け、どうやら発車寸前の電車に飛び乗ってはさまり、周囲の人がドアを押し開けてくれて再びドアが開いて事なきを得たらしいと判明。「もう、チョー恥ずかしくて生きていけないよぉ、アタシィ」とかほざいているのである。「駆け込み乗車はおやめください！」と、耳にタコができるほど注意されているだろうが。それでも挟まるタコの顔をしみじみ眺めてしまった。

かと思うと、人の失敗話を聞いて「それは間違いなくトラウマになっちゃいますね」などと勝手に断定したがる人も多い。「あなたのトラウマは何ですか」なんて聞いてくる人もいる。「僕なんか、トラウマだらけですよ」なんて胸を張っている人に「繊細なんですね」などとヨイショしている人もいて、頭がクラクラしてくる。

トラウマという言葉はいつごろから、日常会話に頻繁に登場するようになったのだろうか。トラウマとは、本来、災害や事故や暴力などの恐怖が後遺症となって、精神的に影響を及ぼす深刻な状況のことをいうはずだ。トラウマがない方が幸せなのだ。幸せであることに感謝もできず、カッコ悪いと感じるような風潮は寂しい。懸命に克服しようとしている人の苦しさを思いやることもできない鈍感さも寂しいことだ。「あいつは鈍感だからトラウマにもならない」と、自らの張子のトラウマを自慢げに話している人を見かけると、寂しさを通り越して「違うだろう！」と怒鳴りたくなる。でも怒鳴られたら、「あっ、またトラウマが増えた」と喜ぶだろうから、必死で聞き流しているのである。

張子のトラ、ウマ。

よしなが　みちこ

1950年埼玉県生まれ。ノンフィクション作家。元競馬記者。作家活動のほか講演会、テレビなどで活躍中。著書に「子供を蝕む家族病」（小学館）、「総理とその女房」（光文社）、「老婆は一日にしてならず」（東京書籍）など。

司法書士の情景

one day one scene

scene 3

清家亮三 = Text
Takashi sudo = Illustration

これでも私は家庭を第一に考えている人間である。トイレ・フロ掃除は殆ど私がやっているし、気が向けば年に3回ぐらいは食事だって作る。にも係わらず、家内はその頃、**いたって機嫌が悪かった。**確かに、平日は仕事・会務で家で晩飯を食べることは殆ど無かった。休日とて、仕事・（付き合いの）山登り・（付き合いの）麻雀で留守がちではあった。私なりの理由はあるが、とうてい家内には理解できないことであったようだ。

そこで、私は一計を案じた。しゃくなげの頃、伊豆に彼女を誘った。二つ返事であった。一泊二日の山歩きとは思えないぐらいの荷物を**私に背負わせた。**『これはホテル用、これは次の日の…。』

湯が島温泉に前泊し、寒天橋から万三郎・万次郎を経て伊東へ抜けるという私にとっては手慣れたコースであった。

新緑のブナ林・鮮やかな東国三つ葉ツツジ、その度に彼女は歓声を上げた。いよいよ、ハイライトのしゃくなげ林にさしかかった。急な下りを私は前になり後になり、エスコートした。彼女は**「きれい、すごい」**を連発するのみであった。

チャンス。私は鉄の意思で顔を作った。そして、一句詠んだ。

『しゃくなげの移り香よりも君のかをり』

（人間、心にもないことを言うとき、どうしても眼が笑いがちになる。正確に言うと、眼はけっして笑いなどしない。眼の周囲の筋肉の微妙な変化によって笑ったように見えるだけである。幸いなことに眼の周囲の筋肉は、随意筋である。だから、鉄の意思と日頃の訓練で制御は可能である。**訓練すべし。**）

少し間があった。そして「バカ」と彼女は言った。

私は心の中で大声で叫んだ。『勝つた！』。これで、しばらくは（家庭の）平和は保てるかな？

秋も深まる頃、彼女は**再び機嫌が悪く**なってきていた。そこで、私は谷川岳に彼女を誘った。勿論二つ返事であった。勿論荷物は重かった。

天神平までロープウェーで登り頂上を極め、西黒尾根登山道を下るというコースをとった。

あいにくの曇り空ではあったが、彼女はすこぶる機嫌がよかった。**頂上で決め俳句（ゼリフ）を**と思ったが、浮かばなかった。分岐点を過ぎ西黒尾根登山道に差しかかった頃に、小雨が降ってきた。**「雨もオツね」**などと脳天気なことを言っている彼女をよそに、下山に想いを馳せた。『岩肌が滑る。無事に彼女を降ろさなければ。』

ヘッドランプを頼りに、なんとかロープウェー乗車口までたどり着いた。6時半を過ぎていた、あたりは真っ暗であった。とても、**俳句どころではなかった。**

7時過ぎにホテルに入り、フロ・食事。人心地ついたのは9時前であった。

ベランダの彼女が大声で私を呼んだ。

「星がきれいよ」。いつの間にか天気は回復していた。

「流れ星！」彼女が叫んだ。できた。

『君がいて星が流れて小夜更けて』

顔的には楽であった。なにしろ暗かったので。

帰りの車中、私は車窓に目を遣りながら、物思いに耽っていた。残雪の穂高・白馬のお花畑・八ヶ岳の遠山並。

彼女がぽつりと言った。

「次はどこに行こうか」

東京司法書士会

INFORMATION

東京司法書士会

司法書士会館でも相談を受け付けています。クレジット・サラ金問題、不動産登記など、お気軽にご相談ください。

●無料法律相談　※要予約
司法書士会館1階相談ブースにて
・毎週水曜日　午後3時～6時
・毎週土曜日　午後1時～4時
お問合せ　03-3353-9191

●テレフォン法律相談
・毎週月曜日　午後5時～8時
・毎週土曜日　午後1時～4時
相談ダイヤル　03-3353-2700

●メール法律相談
http://www.tokyokai.tsknet.or.jp

◆JR四ツ谷駅四ツ谷口徒歩4分
〒160-0003　東京都新宿区本塩町9-3

無料法律相談会のお知らせ　※要予約

場所	相談日	時間	所在地	電話
国分寺市役所市民相談室	毎月第1月曜日	13:30～16:30	国分寺市戸倉1-6-1	042(325)0111
多摩市役所市民相談室	毎月第4火曜日	13:30～16:00	多摩市貝取1724	042(375)8111
日野市役所市民相談室	毎月第1木曜日	13:30～16:00	日野市神明1-12-1	042(585)1111
稲城市役所会議室	毎月第2木曜日	13:30～16:00	稲城市東長沼2221	042(378)2111
調布市役所市民相談室	毎月第1・第3金曜日	13:00～16:00	調布市小島町2-35-1	0424(81)7111
狛江市役所 第一市民相談室	毎月第3月曜日 毎月第4月曜日	13:00～16:00 18:00～20:00	狛江市和泉本町1-1-5	03(3430)1111
立川市役所市民相談課	毎月第2火曜日	13:30～16:30	立川市錦町3-2-26	042(523)2111
昭島市役所市民課	毎月第2水曜日	13:00～16:00	昭島市昭和町4-7-21	042(544)5111
武蔵村山市役所会議室	毎月第3水曜日	13:30～16:00	武蔵村山市本町1-1-1	042(563)2111
東大和市役所市民相談室	毎月第3木曜日	13:00～16:00	東大和市中央3-930	042(563)2111
青梅市福祉センター	毎月第3金曜日	13:30～16:30	青梅市東青梅1-11-1	0428(22)1111
福生市役所市民相談室	毎月第1木曜日	13:30～16:30	福生市本町5	042(551)1511
あきるの市役所秋川庁舎	毎月第3金曜日	13:30～16:30	あきるの市二宮350	042(558)1111
八王子市役所市民相談室	毎月第3木曜日	13:00～16:00	八王子市元本郷町3-24-1	0426(20)7227
町田市役所広報広聴課	毎月第1・3木曜日	13:30～16:00	町田市中町1-20-23	042(722)3111
三鷹市役所市民相談室	毎月第3月曜日	13:00～16:00	三鷹市野崎1-1-1	0422(45)1151
武蔵野スイングビル	毎月第2水曜日	13:00～15:30	武蔵野市境2-14-1	
西東京市田無庁舎	毎月第1金曜日	13:00～16:00	西東京市南町5-6-13	0424(64)1311
小平市役所会議室	毎月第2火曜日	13:00～16:30	小平市小川町2-1333	042(341)1211
西東京市保谷庁舎	毎月第3金曜日	13:30～16:30	西東京市中町1-5-1	0424(21)2525
東久留米市市民生活館	毎月第3水曜日	13:00～16:00	東久留米市中央6-1-1	0421(73)5111
三多摩支会事務局	毎週水曜日	17:00～20:00 (受付19:30まで)	立川市錦町3-1-21	042(527)1919

次号2003年夏号予告

「どこへいくんだ？権利証」

ごぞんじですか？ 登記のオンライン申請

falo ファーロ
司法の窓
2003年3月31日発行
定価 100円

発行人 東京司法書士会
〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
TEL.03-3353-9191
編 集 人　清家　亮三
副編集長　毛受　正雄
編集・デザイン (株)アイデス・プランニング
カバーフォト　亀井　正樹／村尾　香織
印刷　あかつき印刷株式会社

編集後記

ファーロも3号まで来て
ようやくカタチが出来てきた?
いえいえファーロに安住の地はありません。
岬の突端で荒れ狂う海を照らし、
そこまでやるか?って言われる
ファーロであり続けます。
次号の冒険をお楽しみに…。

K.N

What's「falo」?
falo（ファーロ）とはイタリア語で「灯台」を表す言葉です。

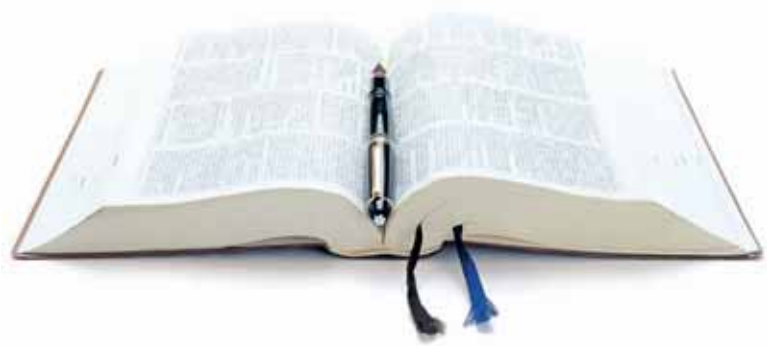

司法書士

あなたの街の法律家

東京司法書士会